

適切な識別表示が容器包装のリサイクルを促進します。

容器包装廃棄物を消費者が適切に分別排出できるように、資源有効利用促進法では、事業者が容器包装の識別表示を義務づけています。

これが識別表示の対象となる容器包装です。

識別表示の対象となる「ペットボトル」には、平成29年4月から料理酒、クッキングワインなどのアルコール発酵調味料が追加されます。



紙製容器包装

段ボールと飲料用紙パックでアルミが使われていないものを除く



プラスチック製容器包装

飲料・酒類・特定調味料用ペットボトルを除く



飲料・酒類用スチール缶



飲料・酒類用アルミ缶



PET

飲料・酒類・特定調味料用ペットボトル

内容量が150ml未満のものを除く

■識別表示義務の対象となる事業者

容器の製造事業者



容器包装の製造を
発注する事業者



輸入販売事業者



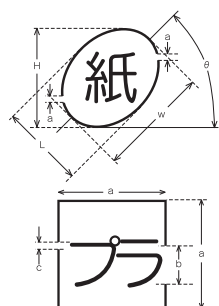
識別表示は、容器包装リサイクル法の再商品化義務と異なり、小規模事業者にも義務づけられています。

※特定調味料には、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、アルコール発酵調味料（平成29年4月～）が含まれます。

識別マークの様式とデザインは次のとおりです。

識別表示は、消費者にとって分かりやすいことが重要です。デザインは様式に反しない範囲であれば自由にできます。

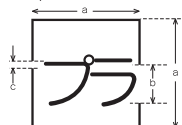
■様式とデザイン



H：高さ
L：短外径 LはHの7/8
W：長外径 WはHの1.1倍
a：楕円の切れ目の幅 Hの7/100以内
 θ ：楕円の傾き 45°



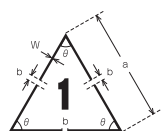
●印刷、ラベルの場合 6mm以上
●刻印・エンボスの場合 8mm以上



a：一辺の長さ
b：正方形の切れ目の幅 aの2/5以内
c：正方形の切れ目の幅 aの1/14以内



●印刷、ラベルの場合 6mm以上
●刻印・エンボスの場合 8mm以上



PET

a：一辺の長さ
b：一辺の切れ目の幅
W：線の幅
 θ ：一つの角の大きさを60°



PET

※pt(ポイント)			
内容量	150ml～1ℓ未満	1ℓ～4ℓ未満	4ℓ以上
印刷 ラベル	a：15mm以上	a：21mm以上	a：28mm以上
	b：0.7～1.1mm	b：1.0～1.5mm	b：1.5～2.0mm
	w：1.4mm以上	w：2.1mm以上	w：2.8mm以上
	1：13pt以上	1：20pt以上	1：26pt以上
	PET：9pt以上	PET：13pt以上	PET：17pt以上
刻印	a：8mm以上、b：0.3～0.8mm、w：0.7mm以上		
	1：7pt以上、PET：5pt以上		

ペットボトルの場合は印刷ラベルによる表示と容器への刻印が必要です。

文字の大きさ：「紙」「プラ」とともに JIS Z 8305に規定する6ポイント（印刷ラベルの場合）、8ポイント（刻印・エンボスの場合）以上の大きさとする。
文字の大きさ：「1」「PET」とともに JIS Z 8305に規定するポイント（pt）の大きさとする。